

# 調布市 分譲マンション適正管理支援事業 分譲マンション管理アドバイザー派遣制度のご案内

## 分譲マンション管理アドバイザー派遣制度とは？

分譲マンションの適切な維持管理等に関する相談体制及び情報提供の充実を図るため、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター（以下「センター」という。）が実施するマンション管理アドバイザー派遣制度を無料で利用できる制度です。

管理アドバイザー（マンション管理士、一級建築士等の有資格者）がお申込みをされた分譲マンションに赴き、説明やアドバイス等を通じて、マンションの維持管理等の普及・啓発につなげるものです。

## 申請について

- 1 対象  
市内にある分譲マンションで次のいずれか
  - (1) 管理組合
  - (2) 区分所有者全員の同意により選任された代表者（管理組合未設置の場合）
- 2 派遣回数及び費用  
1つのマンションにつき、3回までです。  
費用は無料です。
- 3 申請方法  
派遣希望日の30日前までに申請書に必要事項を記入し、住宅課に提出（郵送可）
- 4 申請締切  
12月の最終開庁日（必着）  
※予算に限りがあるため、締切前に終了する場合があります。

## 派遣内容

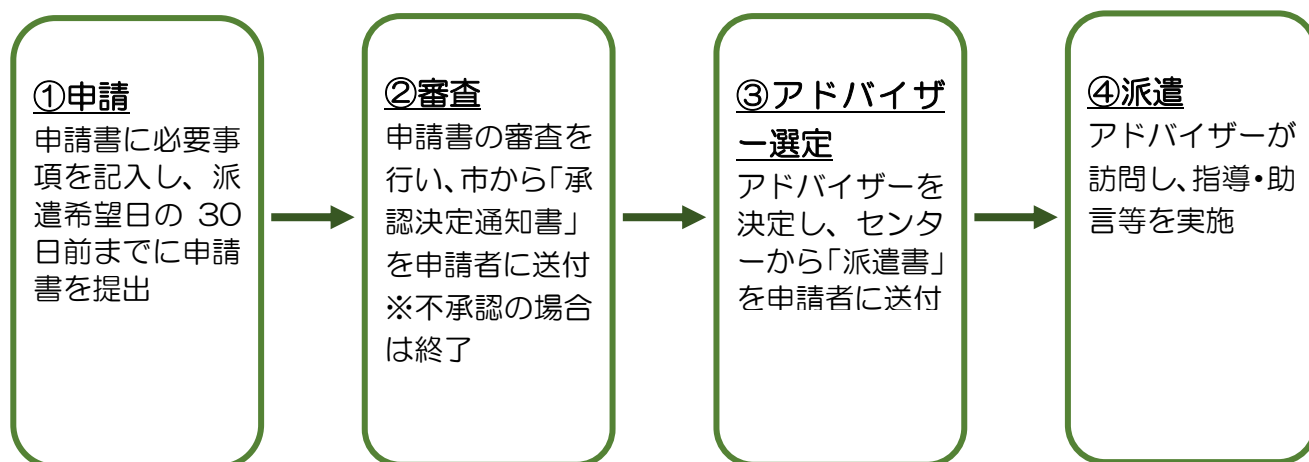
個別具体的な相談内容について、事前に資料などを提出いただいた上で、アドバイスをを行います。（1回当たり2時間）

コース	相談内容
1	管理組合の設立、運営、管理規約等に関すること
2	管理費、修繕積立金等の財務に関すること
3	管理委託契約の契約等に関すること
4	修繕計画の作成や修繕積立金等の設定に関すること
5-1	修繕工事検討段階での相談に関すること（建物・設備等の劣化状況の調査・診断、修繕工事の検討組織、修繕工事の方式等）
5-2	修繕工事準備段階での相談に関すること（修繕工事の内容、業者選定の仕方、合意形成等）
6	その他マンションの維持管理に関すること
7	マンションへの電気自動車等用の充電設備設置に関すること

## 注意事項

- (1) センター及び管理アドバイザーは、管理組合等又は区分所有者間の紛争の解決や権利調整については一切関知しません。
- (2) 管理規約の作成・長期修繕計画書の作成・劣化診断調査の業務は、業務内容には含みません。
- (3) 相談内容に応じて、用意していただく資料は以下のとおりです。  
管理規約、使用規則（細則）、管理委託契約書、管理費等（修繕積立金を含む。）会計関係資料、総会及び理事会議事録、長期修繕計画書、修繕工事履歴書、その他管理アドバイザーが必要と認めた資料
- (4) 派遣事業の利用承認後に辞退をした場合、センターから違約金を求められる場合があります。
- (5) 調布市を經由せず、直接センターに申込みした場合は、制度の対象にはなりません。

## アドバイザー派遣の流れ



## 問合せ先

都市整備部 住宅課 住宅支援係（調布市役所7階）  
〒182-8511 調布市小島町2丁目35番地1  
電話：042-481-7545 FAX：042-481-6800  
※平日8:30～17:00（12:00～13:00を除く）  
メール：[jyutaku@city.chofu.lg.jp](mailto:jyutaku@city.chofu.lg.jp)

